

第31回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成27年9月11日（金曜日） 午後1時30分から4時00分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、飯塚隆藤、大原義盛、久保明彦、小林明音、坂口圭豊、澤健次、杉江貞昭、高田敏司、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、長山剛久、新川達郎、真下仁志、元橋篤信（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市：石塚 憲（建設局土木管理部河川整備課長）

福井 弘（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課長）

京都府：川嶋淳一（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

徳元真一（建設交通部理事）、北野俊博（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）ほか

【一般傍聴 1名】

【報道機関 3社】

第4 内容

[午後 1時30分 開会]

1 開会

○徳元（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻になりましたので第31回鴨川府民会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部の徳元でございます。どう

ぞよろしく願いいたします。

なお、本日は石川百合子委員、小牧直人委員、富田美香委員、西野由紀委員、前田知美委員がご欠席でございます。また、川崎雅史委員と新川達郎委員は所用でおくられて来られると伺っております。

次に、本日出席の行政メンバーでございますが、京都市建設局土木管理部河川整備課長の石塚憲様、京都府京都土木事務所長の川嶋淳一、あと、京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課長の福井弘様がおくられて来られると伺っております。

続きまして、京都府の出席者でございますが、私、建設交通部理事の徳元でございます。そのほか関係職員が出席しております。

お手元の資料の確認をさせていただきます。本日は、資料といたしまして、次第、出席者名簿、これは裏面が配席図になっておるものでございます。それと、資料1から資料6まで、その他の資料を用意してございます。なお、右肩に「回収用」と書かせていただいております資料につきましては、著作権の関係ですとか部内資料で非公表であるということで、非公開とさせていただきますので、会議後、回収させていただきます。ご了承ください。

資料の不足等はございませんでしょうか。もしございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局にお申し出いただければと思います。

金田先生に司会をバトンタッチする前に、1点ちょっと私のほうからご報告させていただきます。お手元にカラーのA4横で、「最近の話題①平成27年7月台風11号について」というのをお配りしておりますので、簡単にご説明いたします。

きのう、きょうも関東・東北で台風で大雨が降りまして、大変な被害が出ておるようでございます。7月の台風11号、ちょうど3連休の前に来た台風でございますけれども、台風11号が7月17日の夕方に通過したんですが、普通、台風というのは行ってしまえば余り大雨が降ることはございません。今回もそういう形になってございますけれども、この台風は台風が日本海に抜けた後、ちょうど台風へ風が吹き込むのが、多分大阪湾から淀川に沿って京都に流れ込むような形をとったんだろうと思うんですが、そんな形で長時間雨雲がかかったということで、この鴨川でも近年ないような大きな出水になりました。

下に雨量のグラフをつけてございますけれども、京都市内の上賀茂観測所ですとか大原観測所で総雨量300mmを超える大雨になりました。ただ、大体20mmぐらい、最大20mmぐ

らしい雨がかなりの時間続いたんですが、1時間40mmとか50mmという雨はなかったということもありまして、鴨川の荒神橋の地点の水位観測所で昭和56年の——ここで昔は人間が水位計を見るような形で水位の観測をしておったんですが、その後テレメーター、自動観測をしてデータを送ってくるような形に観測方法が変わっておりますけれども、それ以来の最高水位を記録しております。それ以前の人が目で見るといった観測を含めても、昭和34年以来ということですから五十数年ぶりの出水ということになったというわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、20mmぐらいの雨が続きましたが、1時間50mmというような極めて強い雨がなかったということもでございますので、幸い川からあふれたりという被害は起こらなかったということもでございます。

裏に少し——ただ、川からあふれはしませんでしたでしたが、護岸がえぐられたり、そういう施設のほうの被害は幾つか出ておりまして、こういったものについては応急復旧を行っておるといところでございます。

最近の話題ということで1点お話をさせていただきました。

それでは、金田先生のほうにバトンタッチいたします。金田先生、よろしく願います。

○金田座長

それでは、早速でございますが、第31回の鴨川府民会議を始めさせていただきたいと思っております。私自身は急に秋らしくなったなと思っております。いろんな意味でいい気候になるのかもしれませんが、ここは気候とは関係ございませんが、どうぞよろしく願います。

本日は4時までの予定でございますので、必ずしも時間は十分とは言えるわけではございませんけれども、またひとついろいろな意見を活発にお願いしたいと思っております。よろしく願います。

2 議事

(1) 公募メンバーの意見発表について

○金田座長

本日は、その議事のところに書いてありますように、その他を含めて7件ございます。順番に進めさせていただきたいと思っております。

まず1番ですが、「公募メンバーの意見発表について」ということでございます。これは毎回、2年ごとにといいますか、公募委員の方々に少しまとめてご意見をご開陳い

ただこうという趣旨で始めているものでございます。それで、人数が人数でございますので一遍にというわけにはまいりませんので、次回32回と次々回33回の2回に分けてお願いしたいと思っております。ほかによりどころがありませんので、このあいうえお順の表の順番に一応は考えておりますけれども、いろんなご予定もあると思っておりますので、もしご都合がございましたら事務局のほうと折衝していただいて、初めにするか後にするかとかという話は多少調整を、2回の範囲内なのでそんなにできるわけではございませんが、お願いしたいと思っております。

それから、大変恐縮でございますが、2つに分けるといたしましてもそんなに長い時間を使っていただくというわけにはいかないと思っております。後で申し上げることになると思いますが、先ほど事務局とちょっと打ち合わせをしておりましたら、一人7分ぐらいしかとれないなというお話でございましたので、7分という短い時間で恐縮ですが、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

説明をお願いします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長の北野と申します。よろしく申し上げます。着席して説明させていただきます。

それでは、お手元の右上に「資料1」という資料を、3枚ありますけどもご用意願います。「鴨川等に係る意見発表について」ということで、公募の方は来年の3月31日をもって任期満了になるということで、金田先生がおっしゃったように意見発表の場を設けさせていただくということです。上の四角の意見の内容ということでございますけれども、鴨川・高野川に係る内容で、河川区域内に限らず流域全体を含んで、幅広い分野にわたるものを意見発表の範囲とするということです。次の白丸ですけれども、意見発表いただいたものは当然、京都府の施策の参考にさせていただきますし、今後の鴨川府民会議の議題とさせていただくこともあるということです。

意見発表の留意事項でございますが、先ほど金田先生からもご説明がありましたとおり、会議の時間の都合もあり、一人7分以内ということでお願いいたしますと。32回、33回の2回に分けて発表を行うということで、32回がこの12月18日を予定しておりますので、とりあえず名簿の順番で機械的に並んでおりますけれども、飯塚様、石川様、大原様、小林様、小牧様が一応12月18日と。33回の来年の3月17日が長山様、西野様、前田様、真下様、元橋様というようなことで、会議終了後、ご都合等、出口でお伺いしますので

よろしく申し上げます。

一応、今のところ11月6日の金曜日までに、どんなものを発表するかというのを事務局に提出していただくということなんですけど、詳細な質問とか調整につきましては会議終了後にお伺いしますので、よろしく申し上げます。

1ページめくっていただきまして、こういった形での意見発表様式で、ご氏名とテーマと意見内容ということです。次のページに意見発表様式、枠抜きのを準備しておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○金田座長

先ほども申し上げましたように、この順番などについて変更のほうがいいのか、そういったご意見がございましたら、この会議終了後、またその後でも結構ですけれども、できるだけ早いうちに事務局と連絡をとって確定していただければありがたいと思います。ここで調整、議論しては先に進みませんので、そういう形でお願いしたいと思います。

(2) 御菌橋改築事業の現地調査について

○金田座長

それでは、議事の2番目にまいります。2番目は「御菌橋改築事業の現地調査について」でございます。前回、何人もの方々に足を運んでいただいたところでございますが、まず事務局のほうから報告をお願いします。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

それでは、改めまして京都市建設局道路建設課担当課長の長尾でございます。それと、隣におりますのが係長の藤澤でございます。どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

本日は御菌橋改築事業に関して説明する時間をとっていただきまして、まことにありがとうございます。本日の主な説明内容は、7月15日に開催させていただきました現地説明会の状況報告とかけかえ後の御菌橋のデザインを提出させていただきました。

まず1つ目の現地説明会の状況報告からご説明させていただきます。それでは、お手元の資料2をごらんください。具体的な説明をさせていただく前に、当日は熱中症も心配されるほど暑い中、説明会にご参加いただきましたこと改めて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、説明会につきましては、第30回鴨川府民会議におきまして、府民会議のメンバーで現地での説明を実施するのはどうかのご意見を頂戴し、事務局の京都府さんに日程調整等をいただきまして開催する運びとなりました。

早速ではございますけども、事業概要を簡単に振り返らせていただきます。橋長は70m、幅員は23m。現在の幅員が10.6mでございますので、約倍になる状況でございます。工事期間につきましては、平成27年秋ごろから工事着手し、約5年間の工事期間を予定しているところでございます。

続きまして、工事により移植、伐採する樹木の現地説明についてでございます。開催の趣旨は、第30回府民会議、平成27年6月10日水曜日においてご説明させていただきました工事により影響する樹木について、よりわかりやすく現地にて樹木をお示ししながら、移植、伐採する樹木の説明をさせていただきたく開催いたしました。実施日は平成27年7月15日水曜日、時間は午前11時から12時のおおむね1時間でございます。参加人数でございますが、公募・有識者のメンバー10名の委員の方々、事務局から京都府さん6名、京都市5名でございます。

添付写真ですが、左上が現地の説明状況です。概要説明の後、影響の出る樹木について1本ずつ、なぜ影響が出るのか、また移植、伐採についても個別に説明させていただいている状況でございます。参加された委員の方々からは、現地で事業のイメージや樹木への影響などを理解することができましたとの感想をいただいたところでございます。

続きまして、かけかえ後の御菌橋のデザインについてでございます。裏面のほうを見ていただきまして、この資料につきましても、第30回鴨川府民会議におきまして完成後の景観がイメージできる資料を示してほしいとの意見を頂戴いたしましたので、かけかえ後の御菌橋のデザインを提出させていただきました。資料の上側でございますけども、左岸側から右岸側、方向で申し上げますと東側から西側を望んだ写真でございます。対比しやすいように、ほぼ同じアングルになるように工夫しております。現況写真のちょうど真ん中のあたりに電信柱がございますが、このあたりが完成後の4車線ある中のちょうどセンターライン付近に位置しております。2車線から4車線に広がるイメージがわかっただけかと思えます。次に資料の下側でございます。この写真は下流左岸側から上流側、方向で申し上げますと南側から北側を望んだ写真でございます。現在の写真で橋脚が2カ所あるのに対して、完成後は橋脚が1カ所になること。さらに桁隠しを施すなど、より河川と調和するイメージがつかんでいただけるかと思えます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。

現地をごらんいただいた方はよくご承知だと思いますが、こういった形で計画を進めていただいているということでございます。もちろん、京都市のほうの審議会でも検討していただいているというわけでございますが、何か特にご質問がありましたらお願いしたいんですが。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○田中

こうして我々は情報を提供していただいてありがたいと思ってるんですが、一般市民がこういう状況について閲覧する場所といいますか機会というのはあるんでしょうか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

こちらのほうの資料につきましては、京都市の北区版の市民しんぶんになりますけども、ちょうど9月15日版の区民しんぶんには工事概要等を掲載する予定でございます。

○真下

よろしいですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○真下

この説明で非常にきれいになってるわけですけど、私も7月15日は参加できなかったんで、きのう時間ができたんで午後から訪問してちょっと現況を見てきたんです。このように広く立派になるということは非常にいいことだと思うんですけども、車道は4車線になって歩道もかなり広くなるということが、質問としては1点あると思うんですけどね。この歩道があるということ。それから、これは5年かかるということで、その間にはかなり交通渋滞が起こるというようなことが起こるんでしょうか。それ2点目です。そういうような景観がよくなって中州とかがなくなるということで、橋の下の歩道とかそういうところ、何人かの方がきのうも歩いておられたんですけども、そういうところは変化がないのかどうかというようなところですね。これ3点、確認したいんですけど。

○金田座長

ありがとうございます。

そのうちの1点については、前回報告がありまして、橋のかけ方とか工事中のものの図面を示して説明をいただきまして、まずは拡張の新しいところをつくって、そこができてから今度は従来のものを取り壊してつくるそうです。前回、図面を示して説明をいただきました。そのほかについて、どうぞ。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

まず、委員お尋ねでございました幅員でございますね。幅員については現在の幅員がちょうど10.6mございまして、歩道のほうが約1.5m。あと車道のほうが7.5mで、また両側に1.5mあるということで、全体で10.6mの幅員がございます。そちらのほうが23mの幅員になります。歩道のほうが4.5m、車道のほうが14m。歩道のほうは両側につきまますので、ちょうど倍になるイメージを持っていただけたらと。歩道のほうも1.5mのものが4.5mになるイメージでございます。

それと、渋滞でございますけども、今座長のほうからお話しいただきましたけど、前回の説明の中では、現在の御薊橋の南側に新しい橋をかけて今の交通は全て確保させていただきますので、今の交通の流れとほぼ同じ状況だというふうにご認識いただけたらと思います。今、右岸側の堤防のところの一部の規制がございますけども、交通を著しくとめて施工するものではございませんので、現在の橋の幅員を活用させていただきますして工事を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○真下

これは総工費は何ぼでしたか。総工費の予算は。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

橋だけではございまして、左岸側の上賀茂神社までいく分の道路拡幅もございまして、それを含めて概算で32億程度でございます。

○真下

交通量とかなんかは、やはり上賀茂神社、平日は、きのうもそんなたくさんの方は来られてなかったんですけどね。これだけ約32億かけるんですけども、かなりの交通量とか、ここを渡って産業大学の学生さんが行かれるということはあるんですけど、これは費用対効果とかそういうようなことも総合的に考えられて約32億をかけられるということなんですか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

ありがとうございます。

もちろん、費用対効果のほうは検討しておりまして、今の交通量につきましても当然調査をしていますけども、何よりも現状の幅員というのが片側1車線ずつでバス通りでもございますので、ちょっとした混雑、バスが数台あるだけで御菌橋自体に渋滞を起してしまうことというのが、まず一つ大きな状況でございます。

それと、歩道の幅員が1.5mしかございませんでして、委員はきのう現地へ行ってきたということでしたらよくわかっていただけるかもしれませんが、案内のほうに、御菌橋につきましては自転車に乗って走行しないでくださいと。1回おりて走行してください。要は、自転車同士が離合できない幅員になっていまして大変危険な状況でもございますので、それを改善していきたいと考えております。

○真下

確かに、きのう歩道は狭かったんで、自転車がすれ違うことはちょっとしんどいなどというのはわかりましたけどね。ただ、そういうようなことを総合的に考えてされてるといことですね。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

そうでございます。

○真下

観光シーズンなんかには、かなり人がここを通るといようなことも考えられているんですか。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

もちろんでございます。

○真下

そうですか。わかりました。

○長尾(京都市建設局道路建設部道路建設課担当課長)

それと、先ほど田中委員様のほうから閲覧できるんかという話もございましたけど、これにつきましては京都市の道路建設課のホームページでも閲覧していただくことができます。あわせて報告させていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。

もし、ご質問がなければ。ありがとうございました。それでは、どうぞよろしくお願

いたします。

(3) 鴨川基金（仮称）について

○金田座長

議事の3番目に入らせていただきます。「鴨川基金(仮称)について」でございます。これにつきましては、第29回だったと思いますが、ことしの初めごろ、3月かにご発案いただきました杉江様から趣旨説明をお願いしたいと思います。その後で事務局のほうから説明をお願いします。

○杉江

鴨川を美しくする会の杉江でございます。いつもお世話さんです。

仮称ですけど鴨川基金ということなんですが、我々鴨川を美しくする会としても半世紀から活動させていただいておるんですけども、やはり大切な府民の税金を原資として河川管理をなさっている関係上、どうしても予算にも限りがあり、いつもかつかつでやってるようなこともちらっと聞いたりはするんですけども。特に、昨今こういう治水問題、何が起こるかわからんと。だから、そういうほうにもっともっと事業予算を投入していただき——以前から良好な鴨川の河川環境を保つためにおいて、いわゆる鴨川の付加価値を高めるというお化粧というか、その一つの一步としては御存じのとおり鴨川ギャラリーなんかもあるわけですけども、と同時に公園もそうなんですけども。そういった維持管理に対する予算の投入ですね。そういったものをこういった基金で賄ってこそ——官民一体となってこの鴨川を守っていくというか、よりよい河川環境を維持していくのに、そうした基金を投入したらいかなもんかと私は常々考えておる状態です。

というのは、先ほど述べたようにやはり治水問題が、特にこの都市河川では、皆さん御存じのとおりそれこそ一旦堤防が決壊すると、とんでもないことになりますわね。だから、常の事業予算についてはそういった面に投入していただき、鴨川の付加価値を高めるような予算については、こういった鴨川基金をもとにしたもので弾力的に流用できるような仕組みをつくればどうかと思っております。特に、皆さん御存じとおり源流域のほうの河床清掃、不法投棄等々も今までもたくさんありました。恐らく、これからは生ずると思っておりますけども、そういった面において、防犯カメラの設置等々もそういった基金から利用できればどうかと思ったりしております。

ですから、特にこの鴨川という川は、昔はそれこそ暴れ川ということをご皆さんよく御存じやと思っております。先ほど理事のほうから話があったように、かなりの水量でも何とか

今のところ持ちこたえてるという状態ですけども、もっともっと強固な都市河川として事業予算の中でやっていただき、それ以外のお化粧の分としての基金という目的で、私は以前に提案させていただいたわけです。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

この件につきまして、事務局のほうで若干の資料集めなどをしていただきました。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長の北野でございます。引き続き、座って説明させていただきます。

それでは、右上に資料3と記載しております資料をお手元にご用意ください。鴨川基金(仮称)について説明させていただきます。先ほどは杉江さんからどうもありがとうございました。行政では賄いきれない部分についてというふうなお話で、基金の創設についてお話しいただきました。事務局のほうからは事例を紹介いたしまして、設置主体とか活動内容について幅広く皆さんのご意見をお伺いいたしたくというふうな形で、資料を用意させていただきました。よろしくをお願いいたします。

設置目的は、「安心・安全で、美しく、親しみのある鴨川を次の世代に引き継ぐための事業に官民あげて取り組むため。」というふうなことで、杉江さんのおっしゃるとおりでございます。

2番目の設置主体及び活動内容のほうに移ります。まず、事例1の「京都モデルフォレスト協会」の基金です。見ていただいたらわかるように、設置主体は公益社団法人ということで、構成員は森林活動団体、企業、商工会議所など各種団体、京都府・京都市などの行政、個人の方です。主な活動内容は、公益社団法人の組織内に森林づくり基金運営委員会というのをつくっておられるようで、森林づくり基金を組織内に設置して、基金への寄附の呼びかけ、基金を活用した森林づくりの推進、京都の森林を守り育てる運動推進の普及・啓発というふうなことを行っておるということです。河川関係の事例ではありませんが、モデルフォレスト協会を中心に森林活動団体は山林を提供して、企業、団体等は資金だけでなく森林づくり推進に社員のボランティア参加を行っているという特徴のある事例でしたので、紹介させていただきました。

次に、事例2です。「母なる川・保津川基金」でございます。これは設置主体はNP

○法人で、NPOを支援する公益社団法人京都地域創造基金というのがございまして、そういう団体に基金の募集管理を委託するというふうなことによって、寄附した方が所得税とか地方税の寄附金控除を受けられるという制度を生かした事例ということです。主な活動内容は、講演会や市民団体への助成事業というふうなことでございます。

次に、事例3「大和川基金」でございます。設置主体は民間の金融機関で、企業の社会貢献の一環として設置した基金です。主な活動内容は、大和川系の水環境改善事業活動団体に対する助成ということでございます。

次に事例4、四万十川財団の「四万十川基金」です。設置主体は公益財団法人ということで、高知県と四万十川流域5市町が協同で基本財産を出資して設立した基金ということです。活動内容は、そこに書いてありますとおり、四万十川に関する環境保全に係る事業への助成事業、森林づくりに関する事業に対する助成事業、清掃活動に対する助成事業というふうなことで、助成事業を中心にやっておられるということです。

次に、具体的な基金の使用例についてお示ししてみました。ボランティアの河川清掃活動ということで、これはメンバーの杉江さん所属の鴨川を美しくする会なんかは、昭和39年から半世紀以上にわたりまして鴨川の河床清掃に取り組んでいただいておりますけど、鴨川を美しくする会のようなボランティアの方が川掃除をする際に必要な軍手とかゴミ袋とかゴミばさみとか、収集したゴミ処理費用などに要する費用が考えられるということで挙げております。

次に、鴨川納涼など河川美化啓発活動ということで、鴨川条例の啓発など基金の趣旨のような内容、河川美化啓発活動に使っていただけるような内容の費用です。

次に、鴨川探検！再発見！など環境学習事業ということでございますが、例えば小中学校の授業に出張講座をする際に教材費などに要する費用があるんじゃないかと思しますので、それを挙げさせていただいております。

それから、先ほど杉江さんからもお話がありました鴨川ギャラリー・鴨川歴史保存館など文化歴史発信事業ということで、鴨川ギャラリーの整備工事につきましては、河川整備の一環として現在もご寄附もいただきながら京都府で行っておりますが、今後の設置費用とか設置後の清掃などの維持管理に要する費用などが考えられるということで挙げさせていただいております。

5番目に鴨川環境保全区域内の不法投棄対策事業ということで、これも先ほど杉江さんからお話がありましたように、ネットフェンスとか環境保全に要する費用が考えられ

るというようなことで挙げております。

6番目として、鴨川河川敷樹木の倒木処理・草刈りなど河川維持管理・景観対策事業ということで、現在でもメンバーの元橋さん所属の京都鴨川ライオンズクラブには、北山大橋の左岸の下流にあるなからぎの道のしだれ桜の維持管理について30年以上にわたって京都府に寄附いただいておりますけれども、樹木や植樹した後の維持管理などの経費が考えられるということでございます。

最後に、その他基金の目的を達成するために必要と認められる事業と。柔軟に対応するためということで、一応加えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいまのご説明にありましたように、全てではないと思いますが、若干例をここにご紹介いただきました。こういう構想について、この構想を実現すべきかどうかということがまず第一ですけれども、そしてさらに実現するということになれば、どういうところに注意が必要だとか、どういうことを考えるべきだとかということ、この事務局案だけでいいというわけではございませんので、そのご意見をいただいた上で、これは中心的な形にはなっておりませんでともかく紹介でございますので、それをいただいた上でご提案する内容を練っていただいて、その上でまたご審議いただくということになると思います。まずはご意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○長山

こういった鴨川の基金をつくるというのは非常に賛成なんですけれども、ちょっとインターネットで検索しましたら、以前2007年ごろに、鴨川条例に基づいてこういった基金を設立するという記事が出てたんですけれども、それは実現しなかったんでしょうか。ちょっとそれ確認したかったんですけど。2007年1月1日の読売新聞にそういった記事が出てたということなんですけども、それ御存じないでしょうか。

○金田座長

2007年。

○長山

7年。設立するって書いてありました。設立を決めた。

○金田座長

いや、そういう議論をした記憶はないんですけど。

○新川

よろしいですか。

○金田座長

はい。

○新川

すいません、記事を見てないので何とも言えませんが、2007年は鴨川条例ができた年で、そのときに当初からこういう基金の話が確かにあったことはあったと思いました。ただ、直接そういう動きがあったかどうかは承知しておりません。

○金田座長

はい、どうぞ。

○川崎

もしこの基金が現実に動くということになりましたら、ここに今回参考に資料で挙げさせていただいたような事業活動、すなわち講演会とか環境事業などの事業活動と、それから調査研究のようなものが入っています。一般的に河川に関わる財団の助成の例では、多くの申請応募があった際に、調査研究や事業活動でも、どれを選択するのかということを経回丁寧に申請書内容を審査しないといけないことになると思います。集まる金額にもよりますが、実際には多くの応募があると思いますので、実際に予算配分を校正に決めていくには審査会など確固とした運営体制が必要になると思います。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご意見はありませんでしょうか。いかがでしょうか。

じゃ、小林さんのほうをさきに。

○小林

私も意見です。こういった基金があるということはすごく活用されると思いますし、賛成なんですけれども、実際基金を創設してもお金が集まらなければ何も実現されないということなので、やはりどういったことに使われるべきかとか、目標を持った資金の運営と資金集めについても相当戦略が要るのかなというふうには思いました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

それでは。

○真下

先ほど事務局で、河川の増水の荒神橋ですか、なんかのところがあったんですけど、まず鴨川は安全・安心を第一に考えていかないとならないので、今の体制でしっかり、こういう基金というよりもまず府の予算とか市の予算とかでしっかり河川の安全が確保できてるのか、安全・安心がですね。今までどおりの気象・環境状況というのはどんどん変わってきてるわけですね。台風が来ても、ああいう大きな増水をしたりするわけですから。まず、今の体制で万全であるという予算を組んでほしいと思うんです。この基金の前にですね。基金で安全・安心とか防水とかそんなするような、基金でちょろいこと言うてるようなことの予算では多分できないと思うんで、まず府とか国とか市とかがしっかり鴨川の安心・安全を今確保できてるのか。

今、鬼怒川がああいう氾濫したように、あのような台風なんかで福知山でも起こっていたり、あるいは広島で起こってたり、いろいろしてるわけですね。京都もたまたま千二百年の都であっただけに、京都とか大阪とか滋賀とか奈良とか名古屋とか静岡とか見ると、東京も余りそういう増水とかで被害を受けた状況は見られないですけど、京都もそういうことがあるやもしれませんので、これから。そういう万全な体制をまず予算化してもらおう。これをまず第一に、この基金とかいう話以前にそれをまず考えねばならないということですね。

それと、この基金の問題ですけど、この話では幾らを目標に集めるのか、そしてどういう方法で集めるのかというような概要がはっきりわかりませんね。どういう基金をつくるのかというのがわかりませんし、事務局はどうするのかとか、そういうことはまだこれから先だということかもしれませんけども、ちょっとこのご説明だけではどういうことを考えて、こういう基金をつくられるのかというのがはっきりわかりにくいと思うんです。もう少し具体的な目標を書くとか、そしてどういう形で運営していくのか。

杉江さんにお聞きしたいんですけども、そしたら今までの活動は、どういう予算でどういう形で運営されてたのか。ボランティア活動で皆さんのボランティアだけでできてきたのか。お金の問題はどうされてきたのか。その辺もはっきりしていただく必要があると思うんですけども。これからもそういうものも当然必要なことですし、立派にやっ

てこられたことは非常に大きく評価したいと思いますけども、その辺のところも考えて、基金というものがどういう性格のものか。そして、そういうものをこれからも総合的に一体的に、そして会計についても明確化しながら運用していく。先ほど言われたように、安全とか安心の問題はこういう基金の問題でできる問題じゃないので、これは府とか市とか国とかに任せて、ほかの部分についてやっていくとか、そういうことをお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

まず、第一。うちの会のほうの活動のためという限定ではありません。まずこの基金は。真下さん、ちょっと勘違いしてはると思うんですけども。鴨川を、良好な河川を保つための基金ですからね。

それと、先ほど私が述べたように、あくまでも治水問題は管理者の京都府がやるべきことであって、それに没頭していただきたいと思ってます。ただ、そういった大事な治水なりほかの整備工事の予算の中から、付加価値を高めるための予算は極力とってもらわんようにして、それこそ民間がこういう基金のもとで鴨川の付加価値を高めようというのが目的ですのでね。だから、私が当初述べたように、あくまでも治水問題が第一ですよ。鴨川はね。特に都市河川は。だから、そっちのほうにやはり府民の大切な税金を投入するべきやと、僕は思ってます。だから、それ以外のほうの良好な河川を保つ、不法投棄防止とか今の鴨川ギャラリー、各樹木のメンテの関係とか、そういった面においての予算をこういう基金で賄ったらどうかという思いであります。

それと、少し当会のことをおっしゃったので述べますけども、基本的には我々半世紀こういう活動をしてきましたけど、全て補助金、助成金はひもつきです。だから、全額なんて一切ありません。全体の半分とか3分の1とか3分の2とかいうことで、全部ひもつきですよ。だから、それは単一事業のみで出るんであって、細かい小さな事業にはそんなん出ません。はっきり言うて。我々はいろんな面で活動を通じて、それこそ浅く広く市民・府民のわずかな基金をもとに集めて活動してきたんが実態です。

以上です。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

○真下

さっき言いましたように、完全に府の防災とかいうのはこれからもできるのかということを確認したい。

○金田座長

ちょっとお待ちください。それはまた防災とかなんかでもっと大きなものですから、ここでの単なる質問じゃなくてもっと改めて議論したほうがいいので、今はそういうご意見があったということを確認しておいて、先に進みたいと思います。

○真下

そうですか。はい。

○金田座長

はい、どうぞ。

○中村

失礼します。ちょっと私ごとですが、日本野鳥の会改め公益財団法人日本鳥類保護連盟の中村でございます。

今、鴨川基金のお話なんですけど、すごくほっとした、ほっとってまだできないのかもしれないんですけど、ありがたいなあと思ってるんです。杉江さんのとこのように、ひもつきとか言いながらも少しでも補助があるといいじゃないですか。私たち全くないんですよ。会費とかいうのは運営のほうに任されてて、調査とか清掃活動とか、こういうの全く一銭も出ないんですよ。全部手弁当なんです。それで、現在はこの2番の保津川基金というのを、京都府の京都地域創造基金ですか、こちらのほうから少しいただけてます。これ、ことし初めてもらったんです。これは野鳥の会のほうの話なんですけど、少しいただいたんですが、会員の中からアルバイトを雇って、15年か20年ぐらいのデータをやっとまとめることができるなあっていうふうにして喜んでるんです。こういった、鴨川に関して鴨川基金がもしできたとしたらすごくうれしいなあと思います。

先ほど真下さんがおっしゃいましたけど、突発的な災害とかそういうのと鴨川基金というのは全然問題が別だと私は思うんです。ですから、資金の調達その他については事務局のほうで既にいろんな形の基金を設けておられるので、そちらのほうにお任せしておいて、経過を聞きつつまた私たちでいろいろ意見を出し合っていっていいんじゃないかなと思います。期待してます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○川崎

1点だけ。

○金田座長

はい。

○川崎

先ほどからのご議論で、府の予算の本来の土木事業における治水事業のウエイトが変わるので、今まで全体の予算から出していたような環境に対する部分のウエイトが減少し、そのために付加価値を新たに与えるのご意見でした。けれども、鴨川を豊かにする市民活動を支える部分は恐らく本来的には付加価値ではなくて本来的価値に位置づける必要があるとも思います。この間、新聞を見ていたら緑の環境税の記事が出ていました。鴨川の場合、これを寄附基金とするのか、それとも例えば税金形式とするのか、いくつか集め方があると思いますので、そのあたりも含めてご議論いただければと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

いろいろご意見をいただいております。ほかにいかがでしょうか。

今承りました範囲では、もちろん本来の河川管理のところは管理者である政府の委託を受けている府ということになりますが、そこが責任を持ってやるべきだという大前提の上ででございますけれども、しかしながら鴨川基金、これも仮称ですが、そういうものをつくるということに関しては、基本的に賛成だというご意見が全てだったというふうに思います。

したがって、そういうことであれば具体的な方法として考えないといけないという方向になるんですが、そのときに事業活動や調査・研究事業などということが、どのような形で採択されたり審査されたりするのかということが大事だよとか、運営をどうするのかとか、基金の規模や性格をどうするのかとか、こういう基金自体が市民の活動の一環でもあるのでそういう部分もちゃんと配慮したほうがいいということもあろうかと思いますが、そういったご注意をいただいていると思います。

そうすると今のところは、もう一度繰り返しになりまして恐縮ですが、こういった基金をつくるのはいいことだと。ただし、そこに今、私が簡単に申し上げましたような注意をしたほうがいいというご意見をいただいているんですけど、その注意の辺はほかにございませんでしょうか。私も個人的には、確かにこういったものがあつたらほんとに市民・府民の川を市民・府民も関心を持って見ていく、関与を深めるという意味でも大変いいんじゃないかと思います。

しかし、ご注意の中にもありましたように、別の言葉を借りると、基金をお願いするというときにはその基金の使用目的とかがはっきりしていないと非常にぐあいが悪いということになると思います。ですから、そういうところの目的とかそれこそ運営の方針とか、そういったことについては本日のご意見を受けた上で、改めて事務局のほうで少し案を練っていただいて、その案を、次回になるか、間に合えば早いほうがいいと思いますが、事務局の頑張り次第でございしますが、案を練るというのが必要ですのでそのところをお願いしたいと思います。それは改めてご提案いただくということをお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○杉江

すいません。仮称ですけどこういった基金をつくる場合は、結構いろんな面において大変やと思います。税的なこととか結構ややこしい問題が出ると思いますので、私は、ある面から言うたらそういった税の問題とか法的な問題とかを含めて専門家を交えた準備委員会、小委員会みたいなものを設けていただいてスタートしていただいたほうがいいかなと思っております。

それと、私の希望とすれば、同じそういう基金で出そうという企業なり個人等々が出た場合においては、少なくとも、数字によって異なると思うんですけども、何か顕彰制度というかそういったもんを設けたほうが、やはりその人の行為を世間にご披露できるというか、そういった配慮も必要やと思っております。これは杉江の個人の意見です。

以上です。

○金田座長

ただいまのご意見も含めまして、少し具体的な案をご検討願いたいと思います。

それでは、この件につきましては具体的な案をつくると、事務局案をつくるという方向に進んでいただくということで先に進めさせていただくことにしたいと思います。あ

りがとうございました。

(4) 鴨川条例施行後の取組状況について

○金田座長

その次は、4番目でございます。「鴨川条例施行後の取組状況について」ということ
でございます。言うならば、ほとんどの鴨川府民会議がスタートした後という話であり
ますが、このことにつきまして昨年の終わりごろ、10月だったと思いますが、やはり
この会議で、条例も見直しをするということの必要性があるのではないかとというご提案
をいただいております。もともとが「進化する条例」などという、余り熟さない言葉で
すけれども、しかしながらちょっと斬新な感じのする表現で条例ができておまして、
検討作業というのは不断に必要なわけでございますが、そういったことで大まかな条例
施行後の取り組み状況につきましてちょっとご説明をいただいて、それにつきまして意
見交換をさせていただきたいと思っております。

まずは、趣旨説明をいただいたといえますか、発議をいただきました新川委員のほう
からご説明をお願いします。

○新川

それでは、昨年あるいはそれ以前から何度か申し上げてきてはいるのですが、平成19
年、2007年にこの条例ができてから既に8年、あつという間に10年たつなあという
ことがあるのですが、この間、条例本体については特に大きな改正もなく、ただ、運用
面では大きな成果を上げてこられているということはあろうかと思っております。その中で、
幾つか今後の課題も見つかってきた、あるいは条例の見直しにかかわるそういう論点も
出てきたかなということで、この数年、発言をさせてきていただいております。何
点か発言の趣旨をかいつまんでお話をしたいと思っております。

1つは、この鴨川条例の基本的なところにありますのは良好な河川環境の保全という
ことで、鴨川環境保全区域というのが設定されてございます。これによりまして産業廃
棄物処分場等の規制というのが、特に掲示物に関連してはかかってきていて、一定効果
を上げてきているというふうには言われてございます。ただし、本当にこれが実際に効
果が出ているのかどうかということについて、やはりいろいろ議論が出てきているとい
うことがございます。そういう点では、一つは環境保全区域の設定そのものが適切かど
うかということ。河川区域から25m、比較的画一的な設定をされてございますけれども、
これがよいのかどうかといったような議論があろうかと思っております。

加えて、この環境保全区域の土地の形状変更等につきましては、当然、立入調査権を含めて強力な監視権限というのが付与されているわけですが、現実にはこうした立入調査というのがなかなか実現しないですし、どちらかといえば事後的に問題になって初めて実現していくというようなところがございます。こうした立入調査権を本当に実際に効果のあるものにしていくということを、やはり改めて考えていかないといけないということがあろうかと思っております。条例上は、必要がある場合に立入調査ということになっているんですが、これをどういうふうに計画的に、そしていわば予防的に環境保全をしていくかという観点での議論というのが、恐らく必要になってくるのではないかとこのように思っております。

加えて、こういう処分場問題だけではなくて、先ほど来ご発言がありますように、やはり不法投棄に対してどう対処するのか、こうしたところも含めて検討していく必要があるのではないかとこの大きな1点目でございます。

第2点目は、バーベキューであるとか、あるいは自動車・自転車乗り入れであるとかといった快適利用にかかわる側面でございますが、こちらのほうは、かなりこの鴨川条例によって大きな成果が上がってきた分野かなあと思っております。ただし、やはり規制区域の範囲が一定限定されてございますので、これについてはやっぱり区域の設定をどうしていくのかという問題はあろうかと思っております。

それから、もう一つ、規制対象の行為というのが自動車・自転車・バーベキュー・打ち上げ花火などに限定されてございますので、この種類とか活動というのを、本当にこれでよいのかという議論は恐らくしていけないのではないかと考えてございます。

それから大きな3点目としては、この条例、景観への配慮ということを大きくうたってございます。床の話だけではなくて、それ以外の河川域での建物を含めた景観、樹木も含めたそうした景観への配慮ということが重要だというふうに言われていますが、残念ながら景観への配慮まででとまっております、実はそれ以上この条例では何も言っていないということがございます。もちろん、京都市の景観条例等すぐれた景観保全の仕組みもございますのでこれとの兼ね合いもあるのですが、もう一方では、河川区域についてどういうふうに景観保全を考えていくのかということについて、もう少し実際に効果のあるやり方というのが条例上も考え得るのではないかとこの3点目でございます。

それから大きな4点目は、特に自然環境あるいは生態系とのかかわりでございます。この条例は河川とのかかわりで森林の保全にまで踏み込んだ、ある意味では勇気のある条例というふうに考えてございますが、同時にこの森林域あるいは生態系そのものについては、実は余りこの条例の中ではきちんと考えていないということがございます。既にいろいろご議論がございましたように、生物多様性の保全であるとかという観点でもいろいろと問題が指摘されてきているところもございますし、外来生物の問題も含めてさまざま議論があるところでございます。鴨川という観点で、こうした自然生態というのをどう考えていくのか。また、鴨川の本来のまさに水そのものを涵養してくれている森林をどう考えていくのか。こういうところも考えていかないと、土石流の流入も含めてコントロールができないという状態も考えられるということもございまして、こうした自然環境の問題というのをこの条例の中でどう位置づけるのか考えていくというのが、改めて必要かなと思ってございます。

大きな5点目は、実はこの条例で、こうした府民が参加して活動していくということ、そして府民の義務としてこの条例の趣旨を生かして活動していくということがあって先ほどの基金のようなお話も出てきたかと思っておりますが、同時に府はこうした府民の活動についてその促進策というのを講じるということで、この府民会議もそうなんですけれども、この府民の活動をさらに促進していくという義務を府は負っているということになります。先ほどの基金のお話は、これはもちろん府民による府民のための府民自身が活動する基金という位置づけでもいいかなと思っておりますが、同時に、じゃ府はどういうふうに府民の活動により積極的にかかわっていくのか、これも問われているなあというふうには考えてございます。その点で、この基金の話とそれから府の活動促進という側面と、ここを改めて整理しておく必要があるなと思ってございます。

それから大きな6番目として、この条例が実際に効果を持っていくということのために、実は罰金の仕組みがございまして。最高50万円という非常に重い罰金が課されているのでございますけれども、残念ながらこの罰金そのものがこれまで実際に大きな成果があったか、罰金の効果が大きかったかというところ、どうもよくわからないところがあります。実際にこうした条例そのものが効果のあるそういう仕組みになっていくために、もちろん、何というか「罰金があるぞ」といってある種威嚇の効果のようなものはあろうかと思っておりますけれども、もう一方では、やっぱり日常的にこうした河川域の環境やあるいは景観への配慮を促すような、そうした実効性のある仕組みというのを考えていく必

要があると考えてございます。そういう点では、この罰金というのをどういうふううまく使いこなしていくのか、それから不法投棄のような問題に対応できるような罰則の仕組みをどう考えていくのか、このあたりも条例の実効性ということ、実際に効果が上がるような条例にしていくという観点からも重要なと考えてございます。

というような観点を是非、すぐに改正というのは難しいかと思っておりますので、条例10年を迎えるに当たって今後検討していただければということで、この数年、問題提起をさせていただいてきたところでございました。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

新川先生ご自身で何番目、何番目という整理をしてくださいましたので、ご理解いただいたと思いますが、ちょっと念のために繰り返しますと、最初にご指摘いただいたのは、鴨川の環境保全区域というものの設定がどのような効果があるのかという検証が必要じゃないかという種類の話、これでいいのか、範囲をどうするのかとか内容も含めてですが、そういうことが1番目。2番目は、バーベキューだとか自転車の乗り入れだとか何とかという規制対象が今のままでいいのかどうなのか、区域自体も問題があるんじゃないかという、これが2番目ですね。3番目の景観への配慮というのは、配慮としては条例では明確だけれども、実際に実効性がある形での展開が行われているかどうか。4番目に、生態系にかかわって、これも森林を含めた自然の生態系をどう考えるのかということ、もうちょっと明確に考え直す必要があるのではないかと。5番目に、府民参加の形で大変いいんだけど、府自体がその活動を促進するという形をどこにどういうふうに具体的に反映していくのかということも、検証あるいは明示する必要があるのではないかと。それから、罰金の規則があるけれどもこれも成果が不明なところがあって、もうちょっとこれを具体的に実効性のあるような方向を考えるべきじゃないかと。ちょっと語弊があるかもしれませんが、大ざっぱにまとめるとこの6点をご指摘いただいたと思います。

ちょっとこれ全般的なことですので確認をさせていただいた上で、事務局のほうからも条例施行後の取り組み状況について説明をお願いしたいと思います。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

鴨川条例担当課長の北野でございます。引き続き、座って説明させていただきます。

新川先生、どうもありがとうございました。

資料右上、4と記載しております資料をごらんください。1ページ目、おさらいになりますが、京都府鴨川条例の概要について今、新川先生にご指摘いただいた点も踏まえて見ていただければと思います。まず、「前文」のほうでございますけれども、「前文」は条例の制定理由を規定しています。すなわち、白い丸の4つ並んでいる一番下の白丸ですが、読み上げますと、「京都市と強調し、府民・事業者と協働しつつ、鴨川及び高野川の安心・安全で良好かつ快適な河川環境を実現するための施策を推進し、鴨川等を後世に引き継ぐため、この条例を制定する。」ということです。次に、「総則」、定義と基本理念です。まず定義ですが、適用範囲をごらんいただきますと、鴨川につきましては起点が京都市北区雲ヶ畑で終点が桂川合流点、これ約23kmございます。高野川につきましては起点が左京区大原、終点が鴨川合流点で約19kmございますけれども、この2つの鴨川と高野川を総称して「鴨川等」というふうなことで定義しております。

次に、基本理念について①番から④番、①その継承②自然的社会的環境の特性との調和③適正な利用調整④府民協働の推進。その具体的な取り組みとして、4つの柱から構成されておるということで、1つ目が、真ん中の下向きの白い矢印の先に示してありますように、「安心・安全の確保」ということです。2つ目がその下の「良好な河川環境の保全」ということで、3つ目が真ん中の下向きの白い矢印、右側の先に示してあります「快適な利用の確保」。先ほど新川先生からもご指摘がありましたけれども。最後の4つ目が、下段にあります「府民協働の推進」ということです。特に、中段左下の「良好な河川環境の保全」と中段右の「快適な利用の確保」、この2つにつきましては、河川環境の規制を総合的に盛り込んだ全国初の条例というふうなことで評価はいただいております。

中段左下の「良好な河川環境の保全」の四角囲いのうち上が、先ほど新川先生からもご指摘がありました鴨川環境保全区域ということで、条例制定前は、鴨川の環境とか水質に実質的に影響する河川の隣接地については河川区域外というふうなことで、法律による有効な規制手段はありませんでしたが、この条例で鴨川上流域を河川環境保全区域に指定して、土地の形状変更等を許可制として違反者への中止命令や罰則を規定していると。また、下の良好な景観の形成につきましては、そこにありますように河川区域内工作物設置者の景観配慮責務、鴨川納涼床に関する審査基準制定、鴨川等に隣接する土地での景観配慮要請を規定しております。

中段右の四角囲いの「快適な利用の確保」につきましては、鴨川の快適な利用を確保するための規制ということで、これも新川先生からご指摘がありましたけども、自動車等の乗り入れの禁止、罰則と。あと放置自転車対策としては、自転車等の放置の禁止、放置自転車等の移動・保管・処分等というふうなこと。迷惑行為の禁止につきましては、打ち上げ花火等の禁止、中止命令、罰則と。落書きの禁止、罰則と。バーベキュー等の禁止、中止命令、罰則を規定していると。この「快適な利用の確保」の指導状況については後ほど報告いたします。

最後に下段の「府民協働の推進」についてですが、ここで皆様の鴨川府民会議等も位置づけられておるといことです。読ませていただきますと、鴨川府民会議は、「府、府民、事業者、京都市が鴨川等の河川環境の整備・保全に関して意見交換を行う。」というふうに規定しております。このような府民運動を条例で規定するのは都道府県初ということで、条例制定時に評価はされておるといこととでございます。

次に、2ページをごらんください。規制の中で「快適な利用の確保」についての指導状況ということで、先ほど新川先生からも評価いただきましたけども、表の縦軸、2008年、つまり規制条項が施行された平成20年度から一番下の26年度までの7年間を示しております。横軸は、先ほど説明いたしました快適な利用を確保するための規制ということで、左からバーベキューの禁止規定に関する規制に対する指導ということで、平成20年度が261件であったものが、26年度は83件ということで3分の1以下。自動車・バイクの乗り入れについては1,372件が513件と。打ち上げ花火等についても127件が49件で、いずれも4割以下と。放置自転車等については、移動台数が1,536台、返還台数が705台で、そこには表示されておられませんけども、合計しまして2,241台ということで、286台になっておりますので1割程度になっていて、条例制定の効果が着実にあらわれているというふうに理解しております。ちなみに、バーベキューの括弧の禁止区域外の指導件数と申しますのは、鴨川上流から中流にかけては都市公園区域ということでもありまして、都市公園条例で迷惑行為が禁止されているということで、鴨川条例の禁止区域外の都市公園条例の指導件数を記載しているということです。

3ページ以降は、参考にと京都府鴨川条例の1条から34条までの全文を掲載しております。

それと、京都府鴨川条例というパンフレットがございます。これも概要は説明しているんですけど、その裏の面ですね。先ほど説明いたしました鴨川・高野川ということで、

以下の迷惑行為が規制されておりますということです。特にバーベキューの話でいいますと、左上の柵野堰堤というところと出町の三角州のところが網かけになっておりますけども、条例上はここがバーベキューの禁止区域ということになっております。以下、自転車とか打ち上げ花火とか自動車の乗り入れというふうなことがございます。

それと、次の「かもがわWALKまっぷ」という資料でございますけれども、この資料につきましては、左下に凡例で書いてありますけども、緑のほうの区域、河川の緑色の区域のところ公園区域ということになっておりまして、先ほど説明いたしましたように、鴨川は河川区域でもあると同時に公園区域ということで、鴨川の右岸でいいますと左上の賀茂川通学橋から中部の団栗橋のちょっと下流のところまでが公園指定されていると。三条・四条間でいいますと、右岸は公園指定されているけど、左岸はされていないみたいな、そういう見方ということで参考につけさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○金田座長

ありがとうございます。

少し盛りだくさんになりますけれども、条例制定には鴨川だけじゃなくて支流の高野川も入れるということで範囲を設定させていただいているわけですが、同じように条例制定後の高野川の取り組み状況につきまして、京都府警の下鴨署のほうからご説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○竹内（京都府警察下鴨警察署警部補）

皆様、お疲れさまです。京都府警下鴨警察署の竹内でございます。本日は叡山電鉄八瀬比叡山口駅前、いわゆる高野川河川敷対策についてちょっとお話しさせていただきます。失礼して着席させていただきます。

まずお話に先立ちまして、当下鴨警察署が本日お話をさせていただくに至る経過について簡単に説明させていただきます。昨年の5月、当府警本部の施策として、地域の防犯力向上のため地元の住民、自治会、企業、大学・高校・中学・小学校などの教育機関、行政、ボランティアグループなど地域で活動中の各種団体と一緒に協働して活動する拠点として、警察署・交番などをもっと広く活用してもらおうということで、「府民協働安心・安全ステーション活動」と呼ばれる活動の積極的な運用の指示を受けました。

その指示を受けた後、当署も地元を巻き込んだ活動を展開すべく昨年、自分たちの町は自分たちの手できれいにしよう、守ろうという、いわゆる「up to youしもがも」とい

うスローガンを掲げまして、各種団体と一緒に環境美化あるいは放置自転車対策、塀などの落書き消し、鴨川・高野川の河川敷清掃活動をしていく中で、昨年、北山の文化環境ゾーン交流連携協議会、いわゆる北山パートナーシップ、ここのオブザーバーとして当署が参画することになり、活動の範囲・内容も充実したものとなってまいりました。その活動する中で、地域連携活動の中の一つとして、今回これからお話しさせていただきます八瀬比叡山口駅前の高野川河川敷でのバーベキュー、違法駐車、騒音、ごみの放置問題などの対策に取り組むこととなりました。

それでは、具体的に説明させていただきます。皆様も御存じと思いますが、八瀬は、以前は八瀬遊園と呼ばれた観光地として多くの利用者でにぎわってまいりました。平成13年に閉園となり、以降、比叡山・大原への玄関口、高野川河川敷での親水公園としての位置づけで、交通の便のよさから週末には多くの利用者が訪れ、一部の利用者によるバーベキュー、付近路上への違法駐車、これが激増してまいりました。さらには、ごみの放置、騒音など今までとは違った迷惑行為が多く見受けられるようになり、訪れた観光客からも、せっかく自然を求めて来たのに、駅をおりた途端に焼き肉のにおいや煙が立ち込め、大きな音楽が流れ、河川敷でお弁当を広げようと思っても、バーベキュー客がシートやテントで場所とりをして利用できないといった苦情が寄せられるようになりました。

そこで、資料にもございますように昨年5月から地元自治会、保勝会、企業、大学、ボランティアなどと協働で、利用者のマナー向上という観点から環境美化活動を進め、また本年は土日に河川敷や駅前広場を使ったイベント、河川敷清掃を定期的実施させていただいた結果、徐々に利用者の間にも八瀬の河川敷には車両で行けない、土日はイベントや清掃活動をしていてバーベキューもこれまでのようにシートやテントを広げて場所とりができない、ごみの始末もやかましく言われるなどと情報が広まり、本年は際立った迷惑行為もなく推移しております。地元、大学、企業と連携し、2年越しの活動がやっと実ってきた感がありますが、ネックとしては、本日の議題でもありますように鴨川条例によりバーベキューが禁止されていない区域であることから、バーベキュー客に対しては、我々現場の者は——マナーを守り、ごみはきちんと片づける。大きな音楽は流さず、周りや近隣に迷惑をかけることはしないでください——といった内容のビラを配布し、声をかける活動を続けるしかなく、根本解決には至っておりません。また、この場所の規制といいますか啓発をしたことで、さらに高野川上流のこれまで利用されて

いなかった河川敷、いわゆる鴨川条例のかかっているところ、この場所でのバーベキューが増加する傾向にあり、近隣住民からにおいや煙、騒音、ごみ問題で困っているなどの声も聞かれるようになってまいりました。

当署としましては、まずこの八瀬駅前での活動を今後も地元住民たちと協働で実施し、さらに住民と地域と密着した活動のリーディング・ケースとして他の地域にも広げ、「up to youしもがも」を実現させてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

府の事務局と下鴨警察署のほうから詳しくご説明をいただきましたが、いろいろ多岐にわたっております。ご質問、ご意見何でも結構ですが、具体的にございましたらどうぞよろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

○澤

賀茂川漁業協同組合の澤です。

この地図を見てもわかるんですけど、バーベキュー禁止エリアというのがこの網かけしてある部分ですよね。これ以外のところでやってもええんかというのを、僕ら鴨川を常にうろうろしてるんでよく聞くんですけども、何かわかりにくいから、これ全部網かけエリアにしてしまうというのは不可能なんですかね。

○金田座長

不可能なのかという話で事務局のほう何か。

○澤

せめてオレンジの枠内ぐらいとか。

○金田座長

事務局のほう何かありますか。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

法律的には可能ですが。おっしゃるとおり網かけだけなんですけど、先ほどのWALKマップでもありますように、あわせて鴨川は都市公園でございまして、都市公園の条例規則上は端的に言うと迷惑行為はできないということなんで、少なくともこの公園の規定のところには、今、澤さんがご指摘のとおり鴨川条例上は網かけのところしかバー

ベキューできないのに、だから迷惑行為というふうな観点でバーベキューはできませんよと指導する場合もあって、わかりにくいというご意見も聞いております。

以上でございます。

○金田座長

ただいまの件につきましては、恐らくこの形をこの府民会議でご了解いただいたときの経緯も、全面的に禁止にするということについてのためらいがあったと思います。そういうことで、どうしても喫緊のところ以外はこの対象から外すというような形をとってきたような記憶を持っております。私も同じようにためらいがあったんですね。つまり、バーベキューどこでもできないのかという話になると困るなあという意識があったもんですから、どうしてもそうだったんです。しかし、最近ちょっと、個人的なことをこういうところで申し上げるのはあれですけど、鴨川よりも下流ですが三川合流地帯の桂川と宇治川と木津川が合流している地帯があります、八幡のところです。あそこは積極的にバーベキューをしてもいいという方向で河川整備というか、三川合流地帯の整備を進めてくださっているようです。そうすると、ちょっとそれにおんぶする形でもうちょっと抜本的に考え直してもいいのではないかというように思ったりしております。あそこはともかく両側が大きな川ですので、真ん中でバーベキューをしても確かに大丈夫なんですね。そういう環境は鴨川とは全然違いますので、それがあれば可能性はあるんじゃないかなと思っている。これ、具体的な検討は必要だと思いますが、私の個人的な意見を申し上げまして失礼ですが、ちょっとご紹介しておきたいと思います。

ほかに。はい、どうぞ。

○杉江

今の規制に対して付随したことなんですけど、以前からお話しさせていただいたことがあると思うんですけども、条例で規制している以外は公園という形で規制があるから今さらいいやないかという話も聞いたことがあります。というのは、条例で規制してるとこははっきり言うて看板がありますから、見てわかるわけです。ほんで、我々が清掃活動等々してるときにそういう行為を見受けると注意すると、看板も何もないやないかという人が結構おられます。ですから、公園という位置づけであればそういったいろんな迷惑行為という位置づけで規制ができるということを、一般の人は恐らく御存じないと思うんです。ですから、条例のほうの規制の看板はあっても、公園でのルール違反的な規制的な看板はないので、これはやっぱり今後必要かと思われまして、今の八瀬のほう

のことに對しても、規制がなかつてもできない場所もあると思いますので、そういった面も1回ちょっと現場のほうも、事務局としても1回見ていただき、上流のほうをどこまで広げるかということもあると思いますのでね。やはり、ある程度ルールでしぼらんことには、ほっといたら、ここはいいねやというような、どうしてもそういう風潮になっていくことが多々あると思います。以前もたしかできたときに、ここはあかん、鴨川はあかんけどということで、ちょっと私が聞いた情報では、どうも滋賀県の安曇川のほうに全部流れていったとかいうようなことも聞いたことがありますので、できれば、高野川も鴨川の一部という位置づけであれば、私はある程度規制すべきと思っております。

○金田座長

はい、どうぞ。

○田中

下鴨署の方のお話もよくわかるんで。大原のほうまで行ってますか、大原のほうまでは無理ですかね。

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

最近行かれています。

○田中

やっぱり行ってますか。実は、この公園が終野のところで禁止のエリアになってるわけなんですけど、だんだんやっぱり上流へ来てます。土日の後などすごいごみが散乱してまして、特に上流域のいいところでは、特に川と道路が接近してるとはおりやすいもんで、そこで皆さん楽しんでやっておられます。したがって、禁止をすればするほど上流へ上流へと来られるのは、これはごく自然な形なんですけど、つい最近はどうとう私どものお寺の近くまで上ってくるようになられました。やはり数は少なくなっていくでしょうけども、やりたいと、ああいう野外でバーベキューをして楽しみたいなという市民の感情は、ある程度抑えられるものではないと私は思っております。あとはマナーの問題なんで、やっぱりそのところをどういうぐあいにするのかという、非常に悩ましい問題だと思います。月曜日などは、ごみ袋を持って行って結局後片づけしなければならないというのが習慣みたいに、上流域はなっております。

したがって、今の下鴨署の方も言われておられるように、上流域でも結局後のごみの後片づけとか問題が出てくると思いますので、ある地点までは区切ってでも禁止区域は設定したほうがいいと思います。それで鴨川の本流の上流については、少なくとも起点

までは規制していただければありがたいなど。そこで大義名分が、理由づけが一つできると思いますので、していただければありがたいと思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○大原

すいません。幾つかありまして、まず鴨川条例の見直しとかという話にちょっと戻らせてもらって、僕はあんまり詳しくなかったんですが、きょう一所懸命に時間がある限り読みました。これ前文に、一番最初に歴史の話とか文化の話が出てて、総則の中でも一番最初に歴史とか文化のその継承みたいなんがくるんですけども、その後こんど歴史とか文化のことは抜けちゃって、やったらあかん、これはだめこれはだめっていうようなことが多いなあっていう印象を受けました。鴨川の四季、季節のあれですかね、というのはあるかとは思いますが、はっきりと歴史とか文化、鴨川の歴史とか文化のことを位置づけてそれを延ばしていく、まさにここに書いてあるやつ、一番の旗印になるように継承していくというようなことを、もう少し強化というか足したほうがいいのではないかなというふうに思いました。

次、バーベキューの話です。実は私、日本バーベキュー協会の公認インストラクターであります。全くもって皆さんと同じように鴨川でバーベキューしたら迷惑やと思っております。私たちはするべきではないと思っております。ただ、今この会場にゴルフやらはる人どのぐらいいるかと。その3倍ぐらいバーベキューする人がいるんです。日本にゴルフ場がどんだけあるか恐らく御存じやと思っております。その1000分の1もバーベキュー場はないんです。これが現状なんです。

バーベキュー場をつくろうっていうことを言う会ではないのはわかってますし、河川課の方にそういう話をするとところでもないと思っております。いろいろ言いたいことをまだまとめきってませんが、バーベキューを禁止、ごみ出しよるから、うるさいから。でもね、ごみ出したらあかんっていう法律があって、ごみ出したやつをちゃんと罰則できるわけです。うるさくしたらあかんっていう法律があって、うるさくするやつをあれする罰則があるわけです。何でそれやのにそれを使わないで、バーベキューを禁止するのかっていうのは、ちょっと考えたほうが良いと思っております。

それで、バーベキューって焼き肉と思ってはると思うんです。例えばお茶を飲むという話、コンビニの前でこれ買ってヤンキーのお兄ちゃんがお茶飲みますよね。ああいう茶室で皆さん寄ってちゃんとお点前してっていうのも、お茶を飲むということになりますよね。それと一緒に、バーベキューは実際にはお茶会なんです。オーストラリアとか欧米ではお茶会、日本でやるお茶会と同じような位置づけなんです。交流をする、そのための会がバーベキューなんです。ただ、日本では悲しいかなそういう文化ではなくて、被災地の人らが焼くところがないからやってるような、ブルーシート敷いてみたい。それとか、今おっしゃられたようにやっぱりそういうことがしたい人がいっぱいいるということで、とめられるもんで当然ない。ただ、その中にマナーもありますし、ルールもあります。

で、鴨川条例で禁止禁止禁止。当然禁止することは必要やと思います。実際現実から見て。ただ、現実はそのだけの人口がいる。震災以降、3倍ぐらいにふえてるんですね。震災以降ふえてるといのは、家がなくなったからじゃなくて、人と人とのつながりが必要になってきた。バーベキューをすることによって、人と人とのつながりがもっと強くなっていく。「きずな」という言葉がいつかはやりましたけど、それを実は裏でバーベキューが支えてたっていう話があるんです。

ちょっとごめんなさい。整理できてないんですけども、鴨川の上のほうでバーベキュー禁止ということも必要かとは思いますが、もう一度何で禁止なのか。ごみをしたらあかんからバーベキュー禁止するんやったら、ごみをしたやつを取り締まったらいいでしょうし、当然、例えば鴨川の今出川辺でマンションの横でバーベキューしてたら大迷惑ですし、僕が真っ先に行って注意したいと思います。でも、ほんまに山の中でバーベキューするのが悪いことなのかどうかというのは、ちょっと考えていただきたい。ここで、この会とか河川課の方ができる話じゃないですが、バーベキュー場というのがないんです。バーベキューしてもいい場所、下流のほうにあるとおっしゃってましたけど、ちょっと僕は知りませんでしたけど、あってもいいとは思いますが、ただ、そこはごみ捨て放題なのか、音出し放題なのか。決してそんなものがバーベキューではないんです。

そんなことで、ちょっと意見というか気持ちだけを伝えるに終わってしまいましたけども、そんなことでよろしくお願いします。

○金田座長

ほかにご意見。

はい、どうぞ。

○真下

要は、これはバーベキューの話ですけど、できないわけですね、鴨川では、バーベキューは。この文章読むと、禁止区域があつて、においとか出すところは、煙とか出すところはご遠慮くださいって書いてあるわけですから、鴨川域ではバーベキュー等はできないわけです、バーベキューについては。ということですか。ちょっとさっきから何やらわかりにくいんですけどね。澤さんが言われたように、わかりにくい。

○澤

わかりにくいんです。

○中村

禁止区域だけがだめ。

○真下

禁止区域以外はできるんですか、できないんですか。

○中村

できます。

○真下

できるんですか。

○中村

はい。

○真下

そしたら、それは別に問題はないという話ですか、今。

○中村

そうです。

○澤

ただ、でもあれでしょう。できるけども、理屈として煙を出すから迷惑行為になるからやめてくれと、そういう話でしょう。

○真下

やめてくださいって書いてあるでしょう、ここに。

○澤

そうなんです。だから、禁止にしたらどうやっていうのが。

○真下

禁止、できないという話、はっきりささんとね。できるかできないかを、はっきりささんとね。

○澤

そこなんです。

○中村

いや、はっきりしてますよ。禁止区域とそうでない区域、これ見たらよくわかる。

○真下

その下に、バーベキューの禁止区域があって、網かけの下に書いてあるでしょう。書いてあるのは、「また、他の区域でも、煙・臭い等で近隣住民の方々や、河川利用者の迷惑になることがありますので、河川敷等でのバーベキューはご遠慮下さい。」って書いてあるわけでしょう。ということは、煙は出ますわね、バーベキューすると。

○澤

そやからこれを、例えばこのエリアでは火を使った調理はしないでくださいならわかるんやけども、さっき言わはったバーベキューっていうそもそもの概念が問題じゃないかっていうのがありますね。

○真下

いや、その概念、ちょっと今、大原さんやったかな。

○中村

お茶会やったらいいわけやね。

○澤

そう、お茶会もバーベキューやとすると、鴨川の河原でお茶も飲むなて。

○真下

それは別の概念としてちょっとおいといて、一般的なバーベキューについて話をしてるんですけどね。一般的なバーベキューができるのかできないのかという話ですよ。だから、できないのならできない、できるならできるとしとかんと、禁止区域をつくるのはいいけれども、禁止区域以外のところで煙とか出したらいけないということは、全てできないという意味に解釈していいのかどうかということをはっきりしんといかんっていうことですね。

府民・市民に親しみのある鴨川をつくりたいわけですよ。親しみのある鴨川をね。と

いうことは、お弁当持ってきたり、そこで話をしたり花が咲いていたり、そこでランニングをしたり歩いたり散歩したり、そしてたまにはそこでお菓子を食べたり、そういうふうなシーンをつくりたいわけですよ。その場を鴨川に見出したいわけですよ。そういうときにはっきりせんことを——自転車を放置する、当然それはいけませんわね。自転車でサイクリングする、そういうサイクリングをするコースもつくって自転車で走ることをしたいということもあるかもしれません。それも別にそんなにおかしなことではないと思うんですね。この条例で、自転車はあかんとかいうのもあります。自動車はあきませんわ、当然バイクもね。自動車・バイクはあかんけれども、自転車を乗り入れて、サイクリングコースがあってそこでサイクリングをするというのは、市民・府民の一つの希望かもしれませんわね。そして、お弁当持って家族でたまに日曜日に鴨川へ来て、鴨川の景観を見ながら御飯を食べる、お弁当を食べる。そして、たまにはそしたらバーベキューもしたいなと思うことがある。

そういうときに、そういうことができるゾーンがあるのかないのか。ここでは今、ないっていうふうに解釈していいのかもわからない。はっきりささないかんわね、それは。澤さんが言われるようにね。禁止区域は禁止区域で、決めんねやったら決める。そして、やってもいいよというところは決めないかん。そこをはっきりせんと、我々府民会議としてもそれをはっきりささないかんの違いますか。

○金田座長

いろいろとご意見をいただいておりますが、今のところ、ご質問をいただいたりご意見をいただいたりするというところで進めたいと思っております、いろんな今までの規定とかが不明瞭であるということは事実ですので、いずれにしろこれはきちっとまた考えないといけないんですが、今すぐその結論を出すということじゃなくて、問題を抽出させていただきたいと思っております。

ただ、先ほど説明がありましたが、一般的には例えば英語ではピクニックとバーベキューとは明確に区別してまして、ピクニックというのはお弁当を持っていくもの。それから、バーベキューというのは火を使うもの。ですから、今少しあっち行ったりこっち行ったりする議論になっておりますので、これはまた明確にいずれ検討したいと思いません。とりあえずはいろんなご意見と、それからご質問もあれば承りたいと思っております。いかがですか。

どうぞ。

○土屋

土屋と申します。

私もこれ今よくよく見て、バーベキューの定義、座長も言われましたけれども、要は火を使わなければそれはバーベキューではないということですので、今のお茶会でいうならば、お茶を沸かす火を使うとこれはバーベキュー禁止の条例の中に入ってしまうと。こういうことなのかなと勝手に思ってるんですけども。鴨川条例というのは、我々大分勉強させていただきましたけれども、この周りにある条例がまだもう一つわかっていないところも多々あると思うんですね。例えば不法投棄、そもそも何でだめなんですかっというところも含めて、この鴨川全体の中で鴨川条例に抵触するところと、それ以外のところでもって抑止されているものというようなところの整理をちょっとしていただくと、わかりやすくなるのかなという気がいたします。

それから、今座長が言われたように、憩いの場ですからピクニックランチはみんな楽しめばいいわけで、その後のごみの処理をマナーで——あるときでしたか、学校教育なんかでもそういったところの話をもっと積極的にするほうがいいんじゃないかというような意見が一時期出たことがありましたけれども、そのように考えるところです。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○川崎

冒頭に新川先生のほうから幾つか大きな課題をいただいていたと思います。実際にこれらの課題を条例の中で改正するのか、しないのか。それから、先ほどのバーベキューの問題のように、条例を改正せずに運営の中で解決していくのかを、仕分けして考えておく必要があると思います。

例えば、条例の資料4の5ページで、上の段で(森林の保水機能の保全等)条例に書かれている内容は、先ほどもご指摘ありましたように当初発足したときに、事業や整備が確実に可能である、一、二年先には実行できるという見通しがしっかりしていたものであって、しかも罰則規定などだとか実質上非常に厳しい文面の内容をこの中に盛り込んだということです。ですので、基本歴名事業目標と当初の事業方針は書いてあります。その後、これが発足してから何年かたって、当初事業と会議の中で提案された新しい事業が具体的に実施されて、その具体的な中身を、もし条例を改正して、あるいは文面を

一部加筆修正というように必要であれば、今まで何をやってきたのかということ
を丁寧に見直して書き足すことは可能かもしれないと思います。

例えば、7ページのところで「第2節 良好な景観の形成」とありますが、先ほど新
川先生のほうから、自然環境の問題について、保全・維持というものをどう考えるのか
ということを指摘されました。もし、その内容を書き足すということであれば、第3節
として「自然環境の保全・維持」という項目を設けて、この会議等でも報告をいただい
た例えば砂州の問題であるとか、それからサンショウウオの捕獲の問題などの生態系の
問題であるとか、理念としては生物多様性であるとかエコロジカルな環境機能の維持と
いう内容を文面に加筆することも可能性としてあるかもしれません。

それから、先ほど大原委員がご指摘されたように文化推進のためのイベントや事業の
内容を書き足すのであれば、第4章のところに、例えばふれあい空間であるとかギャラ
リー設置であるとか、今議論をしている基金などももし実現されればその運営内容も含
めて、プラス面を評価して書き足していく。罰則と利用ルールの側面だけでなく、実現
できた事業を基盤にしてより豊かな川づくりの方針を書き足すことは可能かもしれませ
んのでご検討いただければと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見。

はい、どうぞ。

○田中

さっき事務局のほうから言われました条例の指導状況で、バーベキューや自動車・バ
イク、打ち上げ花火などが書いてあるんですが、この自然環境の保全区域の指定内にお
ける行為の制限、これ実は作成するときに随分いろいろ意見が分かれまして、単なる区
域の中の行為については、ただ単に届け出だけでやるか、あるいは許可制にするかとい
うのは随分意見が分かれたんですが、最終的に許可制ということになったんです。ここ
の指導状況の中で、今からさかのぼって1年ぐらいの間に、届け出があつて許可をした
とか、あるいはしてないとかつていう件数はございませんでしたか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○西田（京都府京都土木事務所管理室長）

京都土木事務所管理室長をしています西田でございます。

ここ1年、2年は鴨川の環境保全区域のそういう許可、埋め立てとかそういう許可はございません。ホームページでも掲載していますけども、それ以前に2件許可をしたところでございます。

以上です。

○金田座長

よろしいでしょうか。ほかに。

どうぞ。

○澤

さっきもちょっと見てて、この5ページの7条のところの話なんですけど、洪水時における鴨川等への樹木の流出を防止するということがあるんですけど、雲ヶ畑なんかを見てると、杉なんか川の中にぼんぼんこけた状態で全く放置されてることが多々あるんです。ほんで、僕らがちょっと森林整備で川にかぶってる枝を切りに行ったりするときに、そういう木をのけたりとかしてるんですよ、実際切ってる。そやし、あれは例えば川にこけてますと。ほんなら、それが流れるおそれもあるし、当然その木にごみがまたひっかかって、そこからあふれて土手を削るとかそういうことが——多分、田中さんなんかよく川を見られてるし、わかると思います、杉とかいっぱいこけてますよね、川の中に。ああいうのを全く野放しにされてるんですよ。

ここにこうやって書かれてるのに、それが放置されてる現状はなぜかっていうのも一つあるのと、やっぱりこの鴨川条例に生態系のことが全く入ってないんですよ。一文も。森林のこととか書いてあるけども、川の中の生き物、例えば河川工事するにおいても、前回のときも話させてもうたけども、やっぱりそういうときに河川工事で絶対に川の生き物というのは痛めつけられるんですよ。そのためには、やっぱり河川工事の仕上げとかで生態系がまた回復できるようなつくりとか、そういうこともやっていかなあかんっていうことをここにも入れてもらいたいなという、この2点です。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○杉江

先ほど新川先生のほうもおっしゃったように、ちょうど10年、一つの節目ということ

もあって、当然検証すべきことも多々あると思います。と同時に、やはりそれこそ進化する条例ということもあって、条例の改正というか追加というか、そういったこともそろそろ具体的に検討していったらいいと思いますので、座長よろしくお願いします。

○金田座長

ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○飯塚

今、条例の見直しのお話をされているので、ちょっとまた見間違いかもしれないんですけども、鴨川条例自体を周知するような公告というか活動とかというのはされているのでしょうか。これも私ごとなんですけれども、この鴨川条例が京都府のホームページで公開されてるのはよく存じているんですが、実は今、京都女子大で授業をやってまして、鴨川の地理学というタイトルで授業をやったときに、まさにこの鴨川条例のパンフレットを資料として使わせていただいたんです。女子大生80名対象なんですけれども、やはり鴨川条例自体、全然皆さん知らない状態で、京都府にはこのようなすばらしい鴨川条例があるということを今回初めて知ったと。で、こういった「かもがわWALKまっぷ」であるとか鴨川マップとかを使って、これから鴨川について考えていきたいとかという声はかなりありました。もちろん、この鴨川条例をどんどん見直しして、どんどん進化させるというのはほんと非常にすばらしいことだと思うんですけども、もっとこれを、こういった鴨川条例というものがあるということを周知するのも大事ななと感じています。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○田中

確かに、川の本義は豊かな生態系があってこそ川なので、これはもう第一基本だと思っておりますが、昨日のような何ともしがたいああい自然の脅威は、どこの川も問わず出てくるということは十分考えられるわけで、もちろん鴨川にとっても深刻な問題はあると思います。例えば、生態系が豊かであればあるほど、治水もそれだけ向上するわけなんです。生態系の豊かさと治水とは関係ないと思われてる方もおられると思いますが、豊かな森林があって豊かな緑があってきれいな川が流れて、そして保水力もある。昔か

ら言われる治山治水という言葉がありますけれども、そういう生態系の豊かさが治水上にも大きな役割を果たしています。昭和10年に起きたあの大水害、過日、専門の方とちょっとお話ししたら、同じような雨量が同じように、今それが降ったときに、あのときと同じような水害では済まないと、あれ以上のひどい水害になるであろうと、こう言われるわけですね。

それはなぜかという、やはり都市計画にも関連してくるんですが、川のいわゆる流域面においての変化、例えば西賀茂あたりや柘野あたりでも田畑はなくなり、緑がなくなり、どんどんと開発されて住宅地域がふえてくる。そうすると、降った雨は一旦緑だとか土だとか、従来なら浸透する保水力があるんですが、もう一遍に鴨川に入っていくと。そうするとピーク量が一遍に高くなって、鴨川の氾濫はもっともっと深刻な問題になるであろうということをお話しされてたわけなんです。そういう流域面でのことを将来的にも深刻に考えていかないと。現在よりも将来、被害を少しでも少なくしようという総合的努力が、これから河川治水においては考えなければいけない重大なことだと思います。

ところが、現場から報告しますと、非常に問題なのが鹿の食害、お聞きになっておられると思いますが、鹿の食害が大変なことになっておりまして、北山の峠という峠は砂漠状態になってます。もう植生がありません。ということは、降った雨がクレーターをつくり土と一緒にどおっと流れていってるわけです。皆さんもひよっとしたらお気づきかもわかりませんが、鴨川が雨が降ったらすぐ真っ赤に濁るのを見ておられると思いますが、以前に比べたら圧倒的に早く色が変わります。これはとりもなおさず山が、植生がなくなったために一旦水をとめる、貯水するあるいは浄化する力がなくなってきているという一つのあらわれだと思ってるわけなんです。実は、現場はそういう大変なことになっておりまして、これからますます森をどういうぐあいに育成し守っていくかという問題、鹿をどのように今から減らしていくかという問題、差し迫った問題が今あるわけです。ですから、ただ単に川の中だけ、河道内だけで物事を考えないで、少しでも総合的な治水対策を根本的にもう一度見直していかないと、ほんとに大被害が出て不思議ではないというような状況になっております。

簡単に言いますと、治水能力が落ちている、流出係数が高くなっている、降った雨が徐々に川に流れていくんでなくて、降った雨がほとんど一遍に川へ行ってしまうという悪い状況がひろがりつつあります。そのため、総合的な治水対策をぜひ進めていって

ただきたいと思っております。

○金田座長

今は、ともかくご意見を承ろうと思しますので、ほかにいかがでしょうか。

そういたしますと、いろんなところからご意見をいただきました。基本的に鴨川条例ができてから年を経たということもあって、条例自体が抱えている問題について新川先生のほうからご指摘をいただきましたし、具体的な状況について事務局からも報告をいただきました。下鴨警察署のほうから事例の問題点もご指摘いただきました。それから、いろんな鴨川条例にかかわる規制の不明確さとか、その範囲などがこれでいいのかとか、鴨川条例自体に視点の欠落した部分があるのではないのかとか、条例というものの改正をするときにこんなことを考えるべきだとかいうこともご指摘いただいておりますし、いろんなご指摘をいただいております。

今いただきましたことを、まずは少し事務局で整理させていただきまして、具体的に議論ができる形で少しご提案をしてみたい。そこでまた改めてご議論していただくことになりましたが、とりあえずきょうはいろんなご意見を承りまして、ちょっと整理してみたいと思います。

そういうことで、4番目の「鴨川条例施行後の取組状況について」ということについては、これで終わりというわけではございませんでこれがスタートでございますが、とりあえずはここで一旦中断させていただきたいと思っております。

(5) 鴨川ふれあい空間について

○金田座長

5番目に移らせていただきます。「鴨川ふれあい空間について」でございます。説明をお願いします。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

都市計画課公園担当の桑場でございます。失礼して座って説明させていただきます。

資料5に伴いまして、鴨川ふれあい空間について説明いたします。本件につきましては、8月1日及び2日の鴨川納涼において開催いたしました「鴨川ふれあい空間ステージ」のアンケート結果でございます。

まず、昨年度も実際には開催しているところではございますが、昨年度からの変更点といたしまして、昨年度は三条大橋下流のみそそぎ川上にステージを設けて開催いたしましたが、今年度につきましては設置箇所をもう少し下流側の四条大橋から上流に二、

三十メートル行ったところの高水敷に設置しまして開催いたしました。なお、この開催に当たりましては、設営から運営に至るまで鴨川を美しくする会の杉江様のほうに多大なご尽力をいただきまして無事開催することができたということで、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

さて、アンケートについてでございますが、8月1日・2日両日とも天候には恵まれてまして晴天ということで、約197名の方から、またそれとは別で演技者22名の方からご回答をいただいているということでございます。

それでは、資料5に伴いまして説明させていただきますが、まず設問の1つ目といたしまして、今回のイベントについてどう思われるかということの問いに対しましては、今回につきましては9割以上の方が「良い」と。実際には、「わからない」と言われている方五、六%以外につきましては、全て「良い」という答えをいただいているというところでございます。次に、「良い」と思われた理由についてというのが、この場合は若干割れてはいるんですが、「賑わいができる」とか「観光資源になる」とか「鴨川の魅力の一つになる」とか、「京都・鴨川らしい」という意見がございました。ただし、この前の設問で「良い」という答えだけであって、「悪い」という答えはなかったものの、「悪い」と思われた理由ということで、3件ほどございました。「周辺への騒音」「通行への支障」「京都鴨川の風情に合わない」ということで、1件ずついただいております。

また、このとき、前回のアンケートのときにご指摘を受けましたので、設問への回答の表現を変更しております。前回ですと、例えば「騒音の問題」ということでちょっとわかりにくいということもご指摘を受けましたので、今回は「周辺への騒音」ということと、「通行の支障」ということに対しましても「通行への支障」という形で設問の回答をちょっと変更いたしまして、実施しているというところでございます。

また、イベントの期間とか時間とかということにつきましても、やはりこれは両方共通して約8割程度の方は「適当」と回答をいただいております。「もっと長く」という方も若干おられましたが、ほとんどの方は今ぐらいがということのお答えであったのかなと思っております。最後に回数なんですけど、こちらのほうにつきましても「年に1回」、または「年に数回」ということで、これが8割、9割という形で、これまでどおりなのかなあと。資料5の一番最後のページになるんですが、同じように見えますがこれが昨年度分のアンケート結果になっておりまして、数字的には多少増減はございます

が、おおむね傾向といたしましてはそれほど変わってはいないのかなあと思っているところでございます。

また、これはアンケートとは直接関係はないんですが、私自身、二日とも運営に携わっておりまして、今回で一つ反省点がございます。といいますのが、通常のパフォーマンスにおきましては、こういったマイクの音量でもちましてくれぐれも周辺への騒音等に気をつけて配慮をしておったつもりではいるんですが、どうしてもちょっと楽器系になったときに、マイクを通さない楽器とかになりますと音量調整がきかないというような事態がちょっとございまして、この辺につきましては次回以降の反省点ということで考えているところでございます。

資料5の2ページ目以降に詳細なものをつけさせていただいておりますので、またごらんになっていただけたらと思っております。

大変短い説明で申しわけございませんが、以上がこのアンケート結果についてのご説明となります。よろしく願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

はい。

○川崎

今のアンケートの昨年との比較の中で、「良い」と答えた人が10%程度増えて、「賑わいができる」という人は、これも十数パーセント増えていますが、この理由は为什么呢。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

特段は、というふうには思っております。正直言いまして、皆さんもやっぱり鴨川納涼を楽しみにされてきて、なれてきておられるというところもあるのかなという程度しかないんですが。

○川崎

わかりました。ありがとうございました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○真下

たしか1日にちょっと見に行ったと思うんですけど、8月1日に。納涼自体はにぎわいがあると思うんですけど、ただ、ずうっと進んでいくと全国の展示、物販とか食料を売ってるとか、食べさすところもありましたね。あれで何か場所が混乱しておりましたね。ステージとかを見るにも交通は混乱しとるといふか、そういうことがありましたし。果たしてあれ、全国の物産展とか食品展とか、ああいうものを出してもらう必要があるのかどうかですね。郷土のああいうものをね。見てると、富山とか全国のいろんなところからものを出して、そして売って、ビールを飲んで、ビールを持つ人が道を歩いてたり、ああいうことをするとビールが服装にかかりそうでね。

やっぱりああいうふれあいはいいいことで、鴨川自体を楽しんでもらう、文化を楽しんでもらう。そして、そういう京都の文化を楽しんでもらうという意味でいろんなイベントをするということはいいいと思うんですけど、ああいう全国的な出店をしてもらって、食べるころはあるが、がたがたしてるわ、通行は混乱するわ、ああいうやり方が果たしていいのかどうかというのは、私の意見ですけど、ちょっと一考する必要があるじゃないかというふう感じたんですけどもね。事務局の意見があればよろしく願います。

○金田座長

はい、どうぞ。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

本日は、鴨川納涼全体を仕切っております観光関係の者が不在でございますので、一義的な回答はなかなかしかねる部分はあるんですが。ただ、物販といいましてもあくまで出しているのはそれぞれの県人会、京都府に在住されてる県人会の皆様で、おのおののふるさとのPRもしながらお互いに盛り上がっていきましょうということでやっておられるというふうな、私自身の認識ではあると。ただ、共通して言えることとしまして、ああいうものと同時に、例えばこの舞台をやって、おっしゃられるとおりで通行上支障が出て先に行くにも行けないとかなっては困るなあということで、我々としても配置を考えたりとかいうこととしてはおりました。当然、全体を取り仕切る観光のほうでもその辺の、パトロールというわけではないんですが、そういう誘導はしておったんですけども、ただどうしても人気のあるといえますか、というところになるとどうしても立ちどまってしまうところもあるのかなあというふうには、感想としては思っておるところでございます。

すいません。直接的なお答えはなかなかしかなるもので、申しわけございません。

○真下

空間が広ければああいう出店もにぎわいがあるといいんですけど、狭いので歩くことすらできひんのですよ。それで、ビールを紙コップに持って歩いている人とかそんな人がおったり、食べるものを食べながら歩いている人がおったりして、混乱してるんですね。ですから、あれは来年ちょっと。スペースがあればああいうことはいいと思うんですけど——そして暑いという、風が出店のために風が来ないというところもありまして、ああいうところは一考していただければというような気がします。皆さんの意見があるんでどうかと思うんですけども、ちょっとそういう感じを受けました。

○金田座長

ありがとうございます。

ご参考までに申し上げますと、オーストラリアのシドニーというニュー・サウス・ウェールズ州の州都がありますが、その湾の中に突き出たゼロックスという大変な観光地があるんですが、そこは屋外でのアルコールは条例で一切禁止になりました。もちろん、レストランの中はいいんですよ。ただ、屋外にビールとかアルコールを持って出るのはだめなんです。という条例をつくって、かなり実施しております。怖いぐらいの屈強なガードマンが店の入り口にいまして、缶ビールなど持って出るとぎとにらまれて、という状態です。余計なことを申し上げました。そういう例があるということです。

どうぞ。

○久保

単純な質問で申しわけないんですけど、調査概要ということで8月1日・2日の鴨川納涼の日の17時から21時というふうに書いてあるんですが、これはこの時間で聞かれてアンケートをとられたということですかね。この時間に鴨川納涼をやってて。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

すいません。ステージやったのが大体これぐらいの時間内でやってまして、必ず絶対この時間かと言われたら、多少の前後はしております。

○久保

これ時間帯見ると、初日が9時35分、二日目が9時10分ですか。9時をどっちも回ってますよね。この時間的なことというのは、そんなにも問題ないんですかね。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

時間的なというのは。

○久保

時間がちょっとでも遅くなるというかね。

○桑場（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当副課長）

はい。逆に当日としましては、これを最大限にして時間を短縮するという方向でちょっと動かしてはいただいていたというのが実態でございまして、どうしても間の空き時間とかに配慮したときにこの予定で、この予定からおくれるのであれば、行わないという感じで実際やっていたということでございます。

○久保

わかりました。すいません。ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。丹念にアンケートをとっていただいておりますのでいろんなことがわかるはずなんですけど、ちょっと全体がわからないところもございまして。本日資料をいただきましたので拝見して、次回以降に、ご意見などあればまたおっしゃっていただきたいと思えます。

（6）鴨川ギャラリーについて

（7）その他

○金田座長

だんだん時間も押し迫ってきておるんですけども、あと2つばかり、6番の「鴨川ギャラリーについて」と、「その他」というのがあるんですけど、「鴨川ギャラリーについて」というのと「その他」も含めて、事務局のほうから説明をしていただけませんか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川条例担当の北野と申します。引き続き、座って説明させていただきます。

資料6の「鴨川ギャラリー整備について」という資料をごらんください。この鴨川ギャラリーについては、前々回で3月4日のときにデザイン等を見ていただいたわけでして、今回は鴨川ギャラリーの除幕のことについてお知らせします。とりあえず、鴨川ギャラリーの整備についてということで、1ページ目の真ん中赤いところ「今回整備箇所」なんですけれども、下のほうがギャラリーの案内板をつくってございまして、上のほうが

御池大橋のギャラリーというふうなことで、場所の確認のために地図を用意しております。

1つめくっていただいて、3月4日のときは大体イメージ図をお示ししましたが、最終的にはこういった形で鴨川ギャラリー案内板ということで、現在どこにあるかと。地図では御池大橋はまだ入っておりませんが、こういった形の案内板を設置する予定でございます。あと、御池大橋のほうにはギャラリーということで、3月4日に見ていただきましたとおりのものを設置する予定でございます。

引き続きまして、次の「鴨川四季の日について」という一枚ものをごらんください。先ほど飯塚さんのほうからもご指摘いただきました鴨川条例の啓発ということなんですけど、「鴨川四季の日」というのを設けまして、こういった形でやらせていただいております。長山さんから、もっといろんな媒体を使って頑張っちゃったらいんじゃないかとご指摘を受けたところなんですけど、ホームページによる情報発信ということで、まずは「鴨川四季の日～夏～」の実施結果ということで、広報媒体はホームページということでやっております。特に2番目の、先ほどありましたけど鴨川納涼2015ということなんですけど、昭和44年から杉江さん所属の鴨川を美しくする会が鴨川納涼をずっとやっていたんですけど、昨年からは京都府とか京都市を含んで実行委員会形式でやっていて、鴨川納涼2015が2回目ということでして、こういったところでも鴨川条例の展示をしたり、そういったことでやらせていただいております。

裏にまいりまして、今度は「鴨川四季の日～秋～」です。今年度のイベントということで、期間は10月11日から11月1日までということです。前回は報告させてもらったように、今度「鴨川探検！再発見！」ということで、これも年に4回ほどやらせてもらっているんですけど、北山にある京都土木事務所の近くで小学生の方と保護者の方に、大体30名程度なんですけど来ていただいて、鴨川条例を初め「水辺の自然観察会」とか、きょうはお休みですけども、メンバーの小牧さんとかいろいろ自然観察会の人と協力しながら、ここでも鴨川条例とかそういった形で小学生用の冊子をつくって啓発します。

それと、鴨川を美しくする会の「第4回鴨川定例クリーンハイク」、11月1日なんですけど、鴨川の美化活動の推進ということで、ここでも杉江さんとかにお世話になって鴨川来条例のパンフレット、紙をあんまりまきますとせっかく掃除に来ているのに汚くなるということがありますので、鴨川条例を推進しようという旗とかそういうのを付けて。あわせて、先ほどギャラリーを紹介したのはギャラリーの除幕式を、除幕式と

いっても11月1日に間に合うようにということで、先ほども見ていただいたギャラリーの除幕式をこのクリーンハイク——皆さん大体第3回のクリーンハイク、9月6日に行われたクリーンハイクでも雨が降っているにもかかわらず250名以上の参加がございました。鴨川府民会議の皆様の中でも5名ご出席いただいたわけなんですけども、第4回の11月1日は鴨川ギャラリーの除幕式もございますので、もしまたご希望があれば、鴨川府民会議の皆様のご出席については私のほうに連絡していただきましたら、取りまとめさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私のほうからの報告は以上でして、「京の川の恵みを活かす協働活動について」、水産課のほうから説明させていただきます。

○谷（京都府農林水産部水産課）

京都府水産課の谷でございます。「京の川の恵みを活かす協働活動について」というタイトルの、こちらの資料に沿いましてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。着席して説明させていただきます。

この協働活動は、京の川の恵みを活かす会という団体によって取り組まれている活動でございます。この団体は学識経験者の皆様や、きょうも澤組合長さんがお見えになっておられますが賀茂川漁協さんですとか、その他の漁協の皆さんなど関係団体の皆様によって構成されておりまして、京の食文化を支えてまいりました天然アユなど多くの生き物の生息環境を保全し、自然の恵みとして利活用できるようにすることなどを目的として活動しております。この活動は国の水産庁の補助事業の対象となっております、水産振興という観点から京都府の水産課が事務を担当しております関係で、水産課のほうから報告をさせていただく次第でございます。

鴨川での主な活動内容についてでございます。まずは、アユなどの都心部への遡上を促す簡易魚道の設置でございます。平成26年度につきましては資料2番、平成26年度の活動と成果のところの最初の黒丸のところでございますけれども、伏見区の龍門堰から荒神口の落差工までのその間5カ所に簡易魚道を設置しまして、遡上状況を調査いたしました。昨年度の龍門堰における調査結果は、遡上を確認できたのがわずか452尾で、簡易魚道の設置を開始しました平成23年度以降で最少となりました。この原因としましては、少雨と高水温などが考えられるとのことでございます。

今年度につきましては資料の3番目、平成27年度の活動計画等のところの最初の黒丸ですが、昨年度、龍門堰が撤去されましたので、それ以外の伏見区の今井堰、三条・丸

太町・荒神口の落差工、計4カ所に5月下旬に簡易魚道を設置いたしました。設置場所につきましては、資料をめくっていただいた裏面に地図をつけております。また、その次のページ以降に設置した魚道の写真をつけさせていただいております。

最初のページにもどっていただきまして、27年度の成果といたしましては、龍門堰が撤去されまして最下流となりました今井堰に設置した簡易魚道で2,591尾の遡上が確認されました。昨年より多くなりました原因としましては、ことしは雨が多く水温が低目だったということが考えられます。また、丸太町の簡易魚道で天然と考えられるアユの遡上が初めて確認されたこと、またサツキマス、これは溪流魚でございますので夏場には湧水が湧く深いふちなどが生存環境として欠かせない魚ですけれども、鴨川の下流でこういったサツキマスの遡上も見られたというのが今年度の成果でございます。

また、簡易魚道以外の活動といたしましては、戻りますけれども資料2番目の黒丸の2つ目でございます。ゴリ押し漁という伝統的な漁法によるゴリの生息調査を行いました。ゴリというのもかつては吸い物ですとかお茶漬けとしてよく食べられた魚ですけれども、鴨川に多くのゴリが生息していることがわかりました。また、次の黒丸ですが、京都市役所前広場での京の冬野菜まつりで、驚知らず（さぎしらず）と呼ばれますオイカワの稚魚のつくだ煮の試食コーナーを設けるなど、伝統的な京都の川の味覚の啓発・普及活動を実施いたしました。今年度につきましても今後、同様の活動が予定されております。

報告は以上でございます。

○金田座長

これで、その他も含めて全部報告いただいたんでしょうか。そうすると、鴨川ギャラリーと鴨川四季の日とクリーンハイクと、ただいまの京の川の恵みを活かす協働活動と、ご報告をいただいたということだと思います。何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

先ほど説明があった京の川の恵みを活かす会のほうの活動なんですけれども、この会議、前回もそうやったんやけど、やっぱり今回も、とにかく鴨川府民会議っていう名前やのに実際の鴨川のことにあんまり触れられないというのが現状で、鴨川の土手から上の話が大半っていうのがちょっと悲しいなと、前回と同様に思ってるんですけども。やっぱ

りこういう生態系を維持する活動として、特に生態系維持して何があるのかというところで、鴨川のアユとか、ことし特に遡上状況がよくて、大阪湾、淀川からずうっと上ってきて、鴨川にアユがたくさん遡上して、実際釣りでもたくさん釣れたんですよ。

実際に四条あたりで釣りしてる人も結構ことしはふえてきて、当然通行人の人が、「何が釣れるんですか。」と。ほなら、「アユが釣れるんや。」と。こんな川でアユが釣れるのかと、これが物すごい評判なんです。ほんで、この鴨川のアユが、まず聞かれるのが、「釣れるんか。」が一番と、「食べられるんか。」って聞かれるんですよ。「当然食べられるよ。」と。ほんで、一部鴨川のアユを提供されてるお店もあるんで、そういうところを紹介したりとかいろいろするんですけどね。

やっぱり鴨川の自然がふえて、こういう魚がふえて、特に久保さんなんかに床とかそういうところでこういうもんが使っただけとか、そういうふうになると経済的にも目に見えて、そら大きい金額にはならないですよ。実際やっぱり鴨川の、前日も言ったけども、とれる量のキャパというのがあるんでね。でも、こういうなんを観光的にももっともっと積極的に有効に活用していこうと思ったら、できると思うんでね。ほんで、鴨川納涼なんかでも、特に鴨川でとった川魚をそこで提供する、さっき言わはった全国のそんなんをやるぐらいやったら、僕に言わせたら鴨川の魚を提供できるようなブースを一つ設けるとか、それぐらいしてもおもしろいと思うんですよ。

そんなん、ことしは特に遡上状況がよかったというのと、この3枚目の裏側に魚道の写真があるんですけど、これの上の明かり取り窓って、このプラスチックの板を上にはめ込んであるのがわかると思うんですけど、これとかが、一番最初に言わはったことしの台風11号の話ありますよね、あのときにこの明かり取りの窓が残念ながらつぶれてしもたんですよ。本来は明かり取りの窓があることによって——暗いと魚はなかなか入らないんです。そこで、明かり取りの窓があることによって入るっていうてしたんやけど、それが割れてしもたりとか、改良点もまた出てきたりしてるんですけどね。

こういうんで、どんどんこっちのほうも進化してて、もっともっと会議でもそういう魚のこととかを取り入れてもらって、それをいかに京都の食文化とか経済に発展させていくとかいう議論も必要かと思うのと、やはり前回言ったように、ここでもう少し生態系とかの専門的な知識を持った先生を一人入れてもらうというのが、僕としてはやっぱり今後必要かなって思うところです。

○金田座長

ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

珍しく、と言うといけないんですが、ちょうど午後4時でございます。予定の時間で、本日の府民会議は終わらせていただきたいと思いますが、お手元の資料の中に「回収資料」と書いてあるのが2枚ございます。これは机の上に置いていただきたいと思います。それ以外のはもちろん資料としてお持ち帰りいただいて結構でございます。どうもいろいろとありがとうございました。

次回からはまた委員の方々の意見のご発表をお願いしたいと思っておりますので、ちょっと事務局と時間の確認をしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○徳元（京都府建設交通部理事）

金田先生、ありがとうございました。

これをもちまして本日の会議を終了いたします。今年度の今後の鴨川府民会議の予定でございますけれども、議題(1)のところの公募メンバーの方にご意見を発表していただくというところでもお話いたしましたように、次回、ことしの12月18日金曜日、それからその次が来年3月17日木曜日と、この2回を予定させていただいております。また改めてご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

繰り返しになりますが、先ほど金田先生にも言っていただきましたように、回収資料が2種類ございます。それはそのまま机の上に置いていただくと幸いです。

これで本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

〔午後 4時 3分 閉会〕